Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
Kodak Gray Scale
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

東照宮御遺訓

一　家康公駿府ヲ在城ス時江戸ニ　将軍秀忠公
右田ヶ云儀ハ御知行ヲ　公ニ後下ル（ハ右田ヶ）
ヲ以て拾五万石　秀忠公ハ　[illegible]
[illegible]　[illegible]
者ハ　家康公御[illegible]
[illegible]
[illegible]

県文化会館
33.7.29
40849
A289
ト
49

何様こと事ども後府様ゴロウ上ハ仕ハ
ものめ茶ハ出ル計ハ仕ハ上ハ相後府様 家康
御目見ヲ上ハ江戸登事ヲ先ヲ上ハ茶ハ喝
ル計海ヲ上ハ江戸ハ茶事ハ茶ハ今度ハ御
出ヲ茶ハ元日ヲ上ハ茶ハ初ハ茶ハ下ハ
ハ出ル上ハ時 家康公様ハ機嫌ヲ相
松平ハ駿河国ハ殿ヲ以其ヲ上ハ後ハ之ヲ
夫ハ出ル将軍ハ、ヲ上ハ茶ハ相

秀忠公ハ天下ノ主ヲ世ハ太閤ヲ位ハ三公ヲ官ハ何
程ヲ上ハ人ヲ太閤ヲ位ヲ先ノ者ヲ上ハ
十分一ヲ事ヲ何程ハ罪ヲ上ハ者ヲ上下ノ者ハ
心ヲ上ハ上ハ者ヲ知ル者ヲ編ノ知ル者ハ
ヲ上ハ上ハ者ハ沙汰ヲ沙汰ヲ沙汰ヲ
深ク相ハ天下ヲ改ル人ハ用事ヲ
源ヲ以僧ハ相ヲ計ル所ニ成ハ是ヲ何一ノ
和ヲ上ハ沙汰ハ（来三月五日 時ニ 執使上使

ニ奉り晴かゐし其事なき時乃用意ニ三尺ニ余る鯉を
三疋求メ入置しが式時先をえるに中あと大成鯉一ツ不
見れ甚不に急り其時掛除坊主かこひ無して狐
小とも取りと四ツハ其者ト根ニテ鰹ハ乾木久三郎
禅頭ト申るとて直ニ台所ニ而料理仕候ニ付人々
小と披露 信長公より気ニ而御酒の人見候得と
御意ありしも此帰の前を切給ひ候とて付座敷の者ニ
為取らせハ被坊主リ申ニ付ニ二人成ニ致之嗜無ニ小

我侭なる事やいかかる事を相しき者ニ而あれ共畢竟ハ家
法士の風俗悪敷成りし呼付成敗セよと仰候ハ呼よ
来りし其刀のさやをはつし広椽ニ於て待を詰所ニ
ゐこたに候得ハ内通ニ久れ也事をも長衆の前ニ出
時間二十間程並ひて此座つめに言葉をとり長刀よ
かまへをせしに久三郎兄ナ見て己リ刀脇指を又六間程
退く様捨取ニ向ひ大し眼をこらし見定し此柄にお
ありけるれハ大ねの町具為よ人是成なる不成従仁の国

然ハ孫子に至まても中々天下の望ハ成ましき事と南
布の茶事に思召し時笑りて思召有り擬る者も有ける
捨て奥に入給ふ彼の人中を見給ひて孰れも不知して
只の老一人涙場に出て各此一人ハ城を堀る細工を作
此女人を退の上置てり死を云命をも不惜して難に義を狂
しき程なれハおもひをかけてなし倫に承り女を欺て
心の中に思案し称呈し去女人に来るに於ても付
分久二下を呼出し此の人々をして此道の事云ヘハ兵三郎

滅を流し初に立雑に御家まで此紀の泰平此世までも
たはひそれにて申上義にこれ今治國あそはされたる事
上の乱世にて私の紀の末に此儀ともかゝる勇氣
成給ふ故名に奉り其道に御安く私の威を振氣す
いまそ云はしと申に付一入御着忠信を感に秘候
思ひし也昔も今も諸士忠信ハ出ぬる物も心よ有るに
成るも武道の書の者の生る時てハ此者武功より
こゝろに候ふハ此外の忠信に見分なる忠信し者

なのてい思ひ切て居たく云ぬもの也 且い恐なる所に其
毒を合さる諸ゝ戸毒ハ常津て大歌ゝ中ノ和
入ゝ和ハ一さゝ大義之子細大歌ゝ中ノけ入ゝ大義を
潜ゝ者ゝ主人ゝ主義思ハまてハ和よゝ勇命毒
ゝ為ゝ通ゝ化ゝ者ゝ也と知ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ
思ひ切て云ゝ大明大忠ゝ者也て國ゝ為ゝ天下
立ゝ人ゝ中ゝ内ゝ為ゝ為ゝ屋ゝ家ゝ下ゝ所ゝ四ゝ海ゝ
為ゝ忠義人ゝ人ゝ世ゝ者ゝたゝ何ゝ役ゝ不ゝ事
成ゝ思ひ切て云ゝ也ゝ捨ゝ所ゝ不ゝ成ゝ事ゝの
用ゝ所ゝ之ハ之ゝ者ゝ思ゝ所ゝ成ゝ役ハゝ者ゝ忠ゝ也又ゝ彼ゝ
ゝ化ゝ者ゝ者ゝ用ゝ者ゝ武ゝ者ゝ云ゝ也ゝ之ゝ為ゝ一ゝ
乃ゝ為ゝ者ゝ者ゝ中ゝ大ゝ将ゝ那ゝ也ゝ為ゝ為ゝ風ゝ切
七ゝ羽ゝ尾ゝ羽ゝ之ゝ為ゝ也ゝ之ゝ羽ゝ武ゝ者ゝ云ゝ能ゝ
分ゝ者ゝ也ゝ不ゝ入ゝ者ゝ一ゝ人ゝ強ゝ者ゝ者ゝ一ゝ人ゝ為ゝ
者ゝ也ゝ化ゝ者ゝ者ゝ也ゝ武ゝ者ゝ者ゝ為ゝ為ゝ下ゝ知ゝ能ゝ強ゝ
者ゝ一ゝ人ゝ為ゝ者ゝ為ゝ為ゝ人ゝ者ゝ為ゝ為ゝ士

大和国宇陀の大郡司にて八郎けんすえ郎と名乗る相模
国にて[illegible]発たるとて[illegible]別大事と後世恐れし
者ハ京都武人町人恐れ一切の男民なりとなり
法の掟信を発りとなりてくに為国なきて俗
俗長頂なくなりと正善改と称ハ士下て士農工商
志と一つ為て主つ為凡命令情ハ万歌志
分量道とりこと心易り遠ものなるて又ハ猶ハ法者人
とものの勇みの国しと言ハたとハ奮のえ情ひ
おくく奮ハたて武剣とくハ勇気ハ強くしと
為て一郎ハ強為ると恐しと細なるとても是ハて細
と称と為ると発つ為てかと動されハ称れと情れ又
猶ハて為動と為てと武一人のたくさみなるハ大成
僻也猶とハ為者ハ一ハ軍法なかし戦ハ為古
代為又ハ武ハ民とと為の憂為ハ為為れハ民と
もと為改ハ一揆と組れ為ハ人為つ為民ハ耕と化の為と
姫田細の恨ものとと為ハ人希白民ハ大成穏と為して

道すがら人間の化物をさえぎり給ひ能力にて猛獣を人
民を苦しめる神を退治給ひ神の恵みを以て民を救ひ
武乃しるべ事つかひの中をつとめ給ひ日本国を平らかにして
武道たとへ時は長くとも日本を霸し又異国を
ふせぎて武乃ありこと海内を難題日本のかぐわの大明
と霸を授秀吉の朝鮮の軍も是に絶日本を武の
ひんぬき世にいさみ大を振ひ一人古昔より絶大中をさし
たる器なるべし深山より猛獣ありて人間に害及
天魔鬼神をこれをなさてこれを又右宮殿勢をも
武乃人名たてゝ武を勇ましめ人をくいかをなくしたる
さ様の宮とゝして武威の大なるをしく尊武道しか
ゝ三代の御者は必ずのさ様をとなの国をさ神は武乃の
大武をとゝ武乃を抑和漢を広ク不易大宝有光
日本の大鏡と三種の神器と云ふ三種は神璽寶剣
内侍所也神璽は神しるしと云ふ記紀に寶剣は草薙
乃剣と云ふ璽は玉也内侍所は鏡と云其鏡は勢を以ふ

神ヲ云ヒ
宝剣霊符
ヤ鏡有ルモ
元来神皇
ヲ思ヒ皇
剣ヲ正ト
神道用
ヒル今宣
其ヲトリ
文武ヲ
主ヒル

種の神器ハ八尺瓊勾玉ハ根元ヲ無為ヲ為ト智恵ヲ正直ニ成
三種の六字ヲ云ヒ元ヲ為ヒ之ヲ為ヒ根元トシテ為ヒ
ヲ思ヒ成ル正直ノ誠ノ正直ヲ為ヒ為ヒ成ル正直ノ智恵
ヲ思ヒ成ル正直ノ誠ノ正直ヲ為ヒ為ヒ成ル正直ノ智恵
ヲ為ヒ為ヒ成ル智恵ハ神智ニ漢ヨリ以ル寶ハ智仁勇
乃三法ヲ云ヒ住吉大明神宣ハ多ク神ヲ為ヒ為ヒ
神神ヲ云ヒ我ヲ神力ノ一正直ヲ云ヒ神力ヲ云ヒ
智恵ヲ云ヒ神也ヲ云ヒ我ヲ奇物ヲ事ヲ云ヒ宝ノ物ヲ云ヒ

我ヲ方使ヲ和ヲ以テ放保ヲ云ヒ有之ヲ云ヒ之ヲ為ヒ
此道成事ヲ知ハ成ル成ル成ル為ヒ遠ハ成ル成ル成ル知ハ成ル
天下ニ孔子ヲ老ヲ為ヒ老ヲ為ヒ人民ヲ安ク者
ヲ云ヒ名ヲ織ヲ徳勤ヲ有ル天下ヲ治ル長ク
ハ成ル成ル人ノ為ヒ為ヒ為ヒ為ヒ仁ヲ道ヲ為ヒ為ヒ
以テ仁ヲ萬ヲ根元ヲ定ル天下ヲ治ル道ヲ為ヒ為ヒ

一

又ヲ為ヒ為ヒ為ヒ為ヒ一心ヲ道ヲ宣ハ天地ノ満天
地ヲ為ヒ為ヒ為ヒ為ヒ八尺ノ内ニ隠ル人ノ心ヲ指神ヲ今

乃長綱勇し若年心を長余若道を好み[illegible]
[illegible]
安堵を[illegible]下の家を治るも又如[illegible]仕事を[illegible]
[illegible]
家人[illegible]て其[illegible]を人[illegible]
人家[illegible]忠[illegible]
眼前し[illegible]天下國家を政と[illegible]
[illegible]

[illegible]下に[illegible]政道を[illegible]
将軍[illegible]武道[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

付て先とつゝい若無[illegible]と[illegible]して道道とをすゝ[illegible]的
君良將と云梅又下人と[illegible]人おゝ[illegible]將[illegible]後[illegible]と
云[illegible]ハ[illegible]神[illegible]ハ[illegible]考[illegible]間[illegible]又[illegible]
事あゝハ[illegible]あゝ[illegible]と[illegible]忠信と云[illegible]人
[illegible]ハ[illegible]と[illegible]て[illegible]ハ[illegible]
[illegible]に[illegible]ハ不忠[illegible]人と
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

一

我[illegible]考て[illegible]
人の家[illegible]弱[illegible]道[illegible]ハ人又[illegible]
事[illegible]
人のにくむ[illegible]
罪[illegible]ハ武[illegible]
[illegible]ハ天下の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

有時ニ君の其勇猛を知らむ為に思ひなしゝに
君の威光を蒙りなからも何ともして民をすゝめ
私欲深さゆゑに邪にも何ほとか多く語らひし
思し子細ハ禄殺達んハ私欲故の者の為にわさわ
ひ文字義に及つて是を討思し天下を取らんとて
佐々木具足の時ハ天下の権柄も天道取らせ
相天下を失て一家あとへく亡ひしを知ても為逆
基良にたれはるとも何をかも何かハ神明に離

弓矢の冥加あまり果て文家の威を失ひし佐々木具
足なく慈悲をも存ぜすして善をも悪をも討ちに何
れの知らんも存知ぬとも深く心の底に何を
者ハ一世の中計を見て地を恐れ人を討せ死
而も今日まで身の有ハ知ぬを恐れともまよ
海信濃と青山の大荒と三人心易く候ぬを一入
海と心易く候と見しも其紀にしも見る知る意
其わたくし八月事ある時二度八三度とをに海ある

付て都迄も一度ハ信濃一度ハ大形一度ハ駿河る迄
二世にかけて奉公誠之忠信と云そされハ今川義元ハ
駿河之雪山和尚只一人とお積之の仕置成しう
國ハ全るされ共家老共威取し雪山死後義元の仕置
ハ不はとくなれ共諸人疑をなし義元之許よくかて
今川家終に滅亡致し之無為能知る事も一人に任れ
河ハ万人之恨多き時て何れも我か耳ある能人を
昔も今も帰るまじハ一事によるされ共一方に偏る事也

其の人能る一人権威にて万事を行ハ身を遠ざる
邪和多く成ておハ能政ありても諸人是を信ざれ疑
恨れ出来て主人之威か低く成て人々けんほく不
なる終に下々家の滅亡之去縁と成て是ある
猶の人を能えれ渉しハ心ゑく其一人まて威を増るハ
猶家之為よハ渉不能歟又子細ハ家老一人まて威
を振之萬事を能治るとてもこれ者百姓之
治る家の仇と成り又亦己欲心ふかくして主君の

氣ハ入ハ驕りに威を振ひ奢者なるとし角偽を家
乃強敵も下の災(ワザハイ)と來るのを滅し忠信し深き
者ハ能智恵巳にかきらハ其智恵を仲なる譲て天下
其家老ハ王と智恵ある天下に廣メ一國と成ハ一國に
廣ル物を能く並戰合点致人を行付て海より
海迄に行くかんを付ても一人の威かとあるハとくハ
主の德也　仁忠信深き者ハ繼ハ五人ありかして
一人を檜楓をとて行る逆情生死と定る代る事起(カシラ)て一人

司とてさる様も又第一の事ハそ続くれ道にかなれて切なる
者にも勢ある又ハ様合すへし愚すそと一事に賢き者有
職道所果ハ常にかしこうさる者にて枝に華哉
入敵中までも足を食ふ又今ハ兆所ハ行るなるすす子
たるわざをも見出ハ行者なるしり誰をえてハ無難の
勇者也左様に天下に長ぶ合戰と時又語つきて
とらんするに絶有に土手敷に敵手で討保する
志らにさは多人と武者をゐそれとあし時職道と先に

退時身一段高くうつむきて仏の剣なるを知能和
尚之上座ハ勇ハ敵を敬て敬ハ勇を敬ス之上座と云
論の相を撰み十分の恥を受ル之上座と云花
法し者ハ和法に退と云時ハ法ハ敬ハ敬ハ
て敬ハ敬ハ退勇ハ花を知能ハ法ハ者ハ
勇ハ敬と云法ハ法ハ者ハ法ハ勇ハ法ハ
ぶかりて心易退ハ敬ハ勇ハ敬ハ勇ハ
誉ハ首尾を合弱ハ退ハ法ハ法ハ中ハ敬ハ

志ハ人論を撰ハ敬ハ法ハ者ハ法ハ成ハ武道ハ
賢ハ敬ハ無ハ下機ハ者ハ又ハ武ハ人ハ其道ハ
物ハ敬ハ者ハ事ハ敬ハ法ハ者ハ撰ハ
に達ハ人ハ知ハ法ハ者ハ武ハ人ハ軍ハ
家ハ法ハ武ハ弱ハ武勇ハ戦ハ員
ハ敬ハ者ハ敬ハ者ハ武ハ者ハ敬ハ
し之武ハ武ハ者ハ武ハ者ハ敬ハ
ハ人ハ武ハ者ハ武ハ者ハ敬ハ

金銀のことし武家は諸国一揆より民金銀を好て
諸の大臣家事を知て知ず諸侯室家(ケ)五穀を化
竹葉を知ずの食を用ひ天下の乱を掛大平を諸
国治へ勇を流す大臣もられ勢を富をふえ好
あ元金銀をのこめ是は災の始とあると武家武
ふあてはは公家風なを治つ刀脇指を代金銀を中
第よ入北勝まて進年して金を失ふ同しく公家職
を能の執者は揚者をそそして為はと為れはし

而天下を治へしと申

一

又云ふ将軍に仕へ武家は流を汲者武力を忘さ
海の明家は道を細は出家能仏法を執のすきは
大い大寺の住持と成四そたとへは法師の才智加れ
学問は僧を大なるし位持とかるし第是負こ
なを海ごと布の英はなとかはそはは國をとて
をと治る道とは知諸侍に富民は苦しめ非成家
老は愛民の志しはは為に納貢諸に共政道

一　彼等かさる様の諸士と文詞と身の行に相違し過は偽
に成行てのし忠信なき之危き成事といへとも名ありて
さこそ身なき様布子憲あらし成物を無之家ハ禍合
主君疑ヒ疑主人ハ諸人を疑ふ事なく心安堵なし其武家
乃中の事知かたく知れ之子細ハ家臣少も智謀侍士ハ危き
道ヘなる様なし主ハ家人を信じ家人ハ主君を疑ふ事不
疑してさへ禍なき世の中とも然るに疑てハ無事ならぬ禍
多き故ニ古人も三軍之災ハ狐疑より起ると云へり

一　さる道をも天下国家の風俗として我身ニ至る迄家来の主
人を疑ひ様ニ仕道するハ悪き事也武家の中にも不
知れ之雑事ハ言ニ不及天下の諸人ハ疑はれ道ニ致
仕得ぬ人ハ疑なきハ涼しき事也

一　大度ニ間ハ安助ハ只良国刀のみ良食二株とて子孫
家ニ家を持てと所所ハ争て置之又前ニハ孫を済
ぬとも人をも食ぬハ日にけれハ二三種ニ而る迄天下の
主までも済ませ所ハ唯一領ニおかハ用ゆへし給与なとの

を民と言ひ初めしに男の子や女は金銀を[illegible]
四方を治めんと思ふ対物をすれば男は[illegible]
[illegible]と尾の大家と多殿をさ[illegible]て我暇を食しなば
たとへ[illegible]と民は我と一体の有物を民と貪て
納室を充集る時は民をもさ離て君臣殿の肉を
食し暇を害といへる殿の肉迄ぬれば多[illegible]
染然四海を一人盛と振一人を君に用ひて三心思ひ
うはの者の又者と万端を多一人まで勤めしを不

一思ひとは今家を治めんと[illegible]を何と勤しむ
べき是まで万事をそなへ維を人に敬まて我を
[illegible]忠義を思ひ後人を稽城懐り後人君を恵
[illegible]を紀ふ[illegible]を[illegible]の忠信と云ふ
[illegible]心得者と云ふ私欲を[illegible]云

一

又云ふ国家たと[illegible]とは[illegible]と柔弱怯[illegible]
[illegible]ぬれば公家風の男[illegible]の柱柄を取て[illegible]家を[illegible]
[illegible]を武家あ[illegible]て武道を[illegible]好ば[illegible]病気を[illegible]暇

病成老ハ此かさなりて着つまりとものゝ侮り強者よ
王よりも己ヵ威をほこり物を詐り主に忠信の者ハ大臣
高位に取立テ王の恩を深ク思ひ大小上下を不撰人に小
射出海より和らかく慈悲深く位よりも身を下ケ
とをひらけ温和恭謙恭忠信と云て継ハ松ハ根
入深き故常盤の変ず年を経れと松より枝葉茂ハ根入
かたり小高のひとつ己ヵ根入なかん之にて松の首
下に見なし心まゝにさせかゝしなも色なく枯果朽ル侮者

松よりも枝葉の如く國家の安危をも不顧我智
分の得を己か先立テ白く卑の是成我智にて己ヵ利口
を立て家の法を破り倹約掠（カスメ）己ヵ欲を身の為
に移し掠新法を立テ王家の心に家を破る物を
新法を立て古法を切破る事而家の国家の政道
清康公廣忠公の御政道を語る事立まし老
切り家をれとも猶しく定置政道を絶る大臣
智者の様なる事をなさに王の心にかけるとて其上の

事ゆへ工出し家の法を定乱スる所ハ祖之人を用ゆへく
将軍の家ニ大不孝なる人まても甚だ清康公の家
老し末々ハ論の先祖のうへをしらず大さ小説る
事なれバ時の様ニかこつけて此前ぬるまじと定合まて
思召れても其ハ忠孝ハ勝残て子細ハ親し歟と計
立て万人の心をも知まじ事を法とおもへてよりぬるきまじと工
出ニ将軍之歟之内ハ云ずとも終とに法を合を論
無用ゆへと下定る将軍もニ覚悟て候と　上意有

其上にて其外御計り下られハ御気のごとく万事定之
通ニ仰付新気ハ御加増御役替申し候ハ御家老申
不殘御目見ニて於吟味仕候へと被　仰出於御老中
一同之上ニ而新気御加増以下御役替之義ハ御役義
之様子甚書面ニ被仰渡並組之頭の吟味御家
老中へ入て此書付上ケ申候其上にて水野出羽守
併此女無様ニ大久保内蔵助ニ一流之氏之預り申し
申渡し此様子ニ仰付候又高是非服合候之由
慶長ニ仰付候信濃大蔵私之人御目ハ此歳御用

請シ上ニ而ハ但出仕乞先例ニ任セ對シ後ハ御根本ヲ以
被仰付候ヘトモ上ニ於テハ又上意ニテ今ノ政道ハ昔先
祖ノ如クノ政ニ非ズ三川一國ノ手ニ不入所モ今ハ天下ノ
事ヲ取行ヒシテモ其大小ハ違ヘトモ其基ハ政ヲ以テ第
一政道ヲ政ト云者何レモ礼ヲ以テ知ル其頃ハ義満ノ
政道ヲ細川山名畠山等ヲ以テ後ハ將軍ハ名計ニテ
名臣ヲ押領ニ院社寺領ヲ押領シテ山名ハ十一ケ國
ヲ領シテ六分一ト云レシニ至テ六十六ケ國ノ内ヲ

十一面観音ノ又三好右京大夫ハ父ノ政道ヲ
破リ出テ公方義輝ヲ討三好ノ臣松永彈正ハ義興ヲ
立テ又三好ヲ討武田信玄信虎乃家法ヲ破ル二十余ケ
條ノ新法ヲ出スハ大ニ理ニ非ス信長モ同ニ先祖ノ
所領ヲ取テ家ヲ破ル又足利將軍公方義
昭ハ父ノ政道ヲ背キテ其ノ迎ヘ來テ御身ヲ
後ニハ公方將軍ト云名計ニテ物事公乃任サレズ
乃大名モ又是ヲ取テ頼ミテ其ヲ一元ニ事

家成為万世の堂奇建立し勤とはることくいとゝん
業をもて根本開基遠上秋憲政今川氏と武勝頼
ふとを殺し氏先祖と北条氏と為り弟と為り
又親と一心一段家を能治をもて家を為り弟と為り
北条氏と同心後苟家を仰ぎ云こと及天下を治大
名先祖の為法を設家を八能く自治をもて正す
為し大名を為て為る又和睦して一対先祖
人民を為民を為しかれて人親と為し親を人為

き為よ古法を設事を為し如秘成八何を為を天下
の家の繁盛のなとを以家衰を問八云こと人八去の為
和睦者り和睦とを以て方法の者人親為人親と
を為と思ひて法能情よを為と云ひ者人成
す先上て為君よ為を世人民を帰を為人安堵し
て其国穏を治やうを為の民を為君の為ことを云又天下
の忠を云其為ハ云ことを及天下を治大名其事
を為を為を家職を能勤を為を能治先祖の家

法をも失ひ先祖の家法の内に於て諸人の苦む事あ
りとも思案を変じ老功の臣と相談して能様に
政ハ又忠孝なる道を専らに得して政ハよろしに
先祖功をたてし処をいさゝかも無謀をもて破る甚
先祖の仕置遂に我儘に政ハ家をも亡し人為の始に
親先祖の家法に対して先をも考よ恵らす其先祖を忘
さるは人の道にて武家ハ静謐の世を乱さす忘我の
本書をもって恵をも萬の根元として家職をも勤其

一

家法をもする治ハ善人也忠信深き人々が孫の人我貴
敬すへし

又上意に三所として五月半に塚を相にせしめる事に百姓
田を種る中に勝まして今は白き勇気ある道に達して見
継ハ国の勝に棒をたてゝ棒を養笠をつけて中に刀
脇指をさして勇ヨキを仕る事にて上の行の家能くなれハ
家人ゝ近落之人を悉して皆に和し至夜更に下し
て近して家に使して傍より多くを門にて余して当時使の傍

彼国の中へ入時近義傳く情なるを以て相違なく
家へしとて兵式流大小を指て家前なる三間半
迄義を門内へ招く内の御家老出て我が家を
なるべく義に対談申なり扨て武式流義
業をさぐるに其元他の者と流を汲て迄
義を調べ流に与し義ハ七歳にて微合事を加
物の表を分て極て出すして武具下人おのれ暗
武勇度々義を忠信深き者に成時近義を
初め婿に大変体器の頼りの代官所まで来れハ
体器部己れ所まて能知り者孫なるを以て
近義と人ぬ者まて義を立て来てハ七義に
が婿体器部と義に当て以下の孫に下の孫
御の婿地指と二の下の子細ハ其道の者に体器部
この取扱に当て体が婿神頭伝人なり出て
元吉兵衛以下の孫と下の対家を立て
云々国たいの孫の細ハ二事に思い近義の所定

中ハ浦部の家ハ[illegible]と申す対近者之分当
浦頃ス[illegible]ひそかに[illegible]者と[illegible]様者[illegible]ハ近
藤ト私義[illegible]ハ[illegible]加様[illegible]ハ[illegible]
ハ[illegible]浦部事[illegible]
[illegible]浦部の斎ハ不[illegible]
浦部[illegible]
[illegible]
[illegible]

四郎兵衛事、元亨元年以来、家を[illegible]と言葉相違長方
[illegible]孫よりて[illegible]と、[illegible]思ひ[illegible]
の条、実否[illegible]
老[illegible]
何歳[illegible]
[illegible]
[illegible]

存ゝ上ゝ付仰義ハ自分流ニ上申スルヲ定ニ其
方ハ上ニ弱ク成ル故ハ格ヲ奥ヘ云上仕ル人ハ其方
ハ云ヲ聞ルト云テ云ゝ云金ハ相ヲ後我ヲ云ハ
ハ小栗ハ不取者ヲ云ハ其格ヲ云ハ自分
ハ小栗ハ云ヲ罪ヲ事ヲ影ヲ吟味仕ル事ヲ
事ヲ云ハ格評事ヲ云ヲ化ル人自分ハ弱ル
ヲ云ハ自分ハ格ヲ命ル格ハ小栗ハ罪ハ
格ハ云後ハ自己ノ為ニ出入仕ル者ハ己ノ為ヲ

述ル先ハ小栗言上仕ル事ハ弱ク成ル
格ヲ奥ヘ云ヲ上ヲ情ヲ相ハ小栗ニ云ル
自分ハ自己ノ為ヲ云ヲ上ヲ仕付ル者ハ
格ヲ上ヲ云ヲ思ヲ云ハ御使ヲ申上ル四ツ
ヲ云ヲ上ヲ先ハ為ヲ人ハ人ハ所ハ
ヲ云ヲ上ヲ史記日事ハ密成ル他敗ル又分同
機事不密則害成ル云ル他ハ云ヲ者ハ
為事ヲ為ル云ヲ上ヲ其者ヲ云ヲ又

[illegible]
[illegible]
[illegible]

来方と通ゝ成りかゝ度ものゝ忠節乃祈念なり思ハ
家家老物ゝ相伴ひ郡の表ゝ出る事ハ年ゝ仕と
思ふ事なれ共ハ内族ゝ[illegible]彼者ゝ業如何と思
様ゝ言ゝ出せハ彼ゝ[illegible]ハ云ゝ出ハ思ハ然
事ハ幡思ハ郡内ゝ[illegible]ハ又ハ家ゝ乃
内密ゝ[illegible]ハ是ハ思の内ハ[illegible]
[illegible]ハ家ゝ思事ハ[illegible]ハ何ゝ[illegible]
一仕ゝ[illegible]ハ[illegible]ハ郡金銀の奉
行ゝ[illegible]ハ金銀ゝ[illegible]
[illegible]ハ我ゝ[illegible]
金銀ゝ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
者ゝ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

世代忘家職を身にしてこれを我が盛衰にとるべき家にあらざるを正し天下
國家に忠誠を盡すこと正しき家を興すべきなり正しき時の物事なり
伝信員、員なれば伝分公家に対する家老を使と何
ぞ諸人を不忠不孝の人と切に当時の知行を
始全部米嫁其外何程にして何人にて有る諸の先
世を考へきやと古代光帝の職を五民に舜の天下を
譲られしの代に下万人を飛て世代未代を能
仕置しかは小なる事天下礼を尊敬
無比なれば計を物と云ふ諸人見て有を羨まあ
るべき勢位也はは五倫五常を正しき行に第私
なくして諸人を所服なれば正直を大切に
云て諸人不能可心得小成者を大事と為
今天下の家老と成り上は義計も此上の事則
服は正月盃の酒肴家中の前は行儀業の今は
行儀人は上と為すべきなり為は

宣科家と公儀より越ゆる人は一代の者そ其家の
小姓なる者ハ人とも一ツなる者ハ其ものこと
ハ其ものを忠信なる者ハ其ものを上ゲ用ひ
なるべしと諸人皆思ひ恐る故に其
者の人物よりも家柄を貴ぶ故に大名衆
私の孫に云ふ例ハ有ども老ス者も其ものを
とり立ル人の家ハ滅亡もとれハ是人ハ小弱
成家老一人ハ国を振ひ強き人ハ其ものを軍
未中ハ忘れ申

一

又上ハ家ハ有ると云ものすると大変ハ
乃者成ると云て家老ハ
に成者ハ強き家中ハ侍士ハ
勢家中ハ
家中と云ものと諸人と
中の前ハ
ト対中ハ

怠慢事云々し小器量よしく無き身上滅亡の
ことは次第なりけるいまあしくるは日備事と思
年竟は前の損を仕はは時の運と思ふ
は大成武功の者は乗り射て洗ふ
思ふ人は思ふ人の思事は都老武功士候
用と思ふ恐て云ふ事なりし小器量の人もう
つ者は計知る思る程に仕時者は能仕
立て候して後よりは生能は時よ能知
と人をうつ者と思て殺す也生能の人は笑ふ
物軍の後にすれば元来人は口知と云ふ
若思ふ正は大成は知ふと云ふ
中くに云ふ事なれ物そ仕時は云事は仕
と心ふ思ふ者は思と知り云事は謀
物を若し知ふと思ふと偽りかふ云事は物
を云ふ今と彫ふ人偽強き時は
奥つ良ふ者偽強時は

奢深きこの心欲深く思利にうとき者は我身なりなるべきなり人の教えを誠の道なれば己が威勢を付人はやまんまん為よ自たりて人に威あるとも孤の虎威かるがごとくみるとなるこの人我たるべき中に能者つくい非者の一寸先をも知る能なりと思いて人の前に出る奇さ勢式に依後人と成べき計智恵を孫に伝家中をとく発法士を学ぶ者は必ずあるべきなり

為べき奢て君小忠なるこ小人也能くこそ勇ましかるべきなれ心まて仁義を先とせよ偽と不忠を通道と堅こ己の身絶まて利義とたりよ

ものとを忠臣と云我が智恵ありて私なき己の智恵みり能く人の為為利と無知なる者為ものを君小者家中に出でもし改道を信仕見須聞くすて民百姓町人ものも為に下代い仕事を事と云り法人なぬ取行人人四対て

天下太平人民豊にして大成小樂に安堵し仕合銀やこむつる時に人散失て走家已
り給人民邪とそ事なるものこいやしく爲かゝ次
秀吉薨に給ふ時家伝えし屋敷一戒須らく者
也家に所職人所人必礼を尽し百役を馳走し八
家に常に仕事の仕様を学ひ役を八若人壁
す恵人倍人の多く集まるる様を学ひ一名
忠高へされ八孔子者初小と人の己を不知とう
祇べき達人なこふ知をこうれへなくまゝ人を知る
智恵也人を知れ人の長所を学ひ人の伝作長所の私
をそて人の人倫の若恵を能意学ひ古と旅ち
こと者なること又古使よ人八初と以法合る
大成小法とし人をされと初と心を遠してはこハ
名言とこの人心ハ人こと者者を能く無知
恵政乃小法とこと云ものを法とし大工こ曲りか狂
もこと人とハ無成長亡人横こ尺て定ること

一

祖ハ京さて城統帯し呉真列ゑて爰てと用ゑ
合そ毛ゑ曲人しまゑ定ゑ法と云そ能政道
ハ世と又ゑ拍ハ伊まるゑ子ゑかハ統毛ゑ迷
ハハ統て古法と知矣家と稽そ古法と被新法ゑ
立利ロ之ハ心根ハうゑ面者ゑ相ハ為深き者ゑ己ゑ功
をとうゑてゑ拍ゑて毛ゑ曲人ゑ細工ゑ逆
と云そたとゑハ世ゑ代ゑ古人ゑ年と定ゑ曲人ゑ
ふ初して家細工ゑ拍とて為ゑ表と七七ハ横四

八よして古宣と氣ゑ毛ゑ仕稽ゑ伝ゑ毛ゑ物と
ゑ子ゑ伊ゑ云ゑ子ゑ子ゑ統ハ伊の哭ゑ家爰てと
為ゑ合ゑて其ゑと為ゑ為ゑと毛ゑ子ゑ政ゑ為て
分別ゑ毛てしゑ面ゑ新俊新法ゑ用後ゑハ天命ゑ
背て家ゑて子細ハ其ゑ邪ゑ元祖天下國家と和テ
永稽ゑ式智ゑてゑ他ゑ爰世ゑのゑ子ゑ刑熟し
後年ゑ為ゑ衆ゑ月ゑと合ゑ毛ゑ苦労ゑして宣遠
ゑ毛ゑ改道と其為ゑ子ゑ初ゑ智ゑ毛ゑ家ゑ之

[illegible]
天道に捨て祇すべきを思ひやるべき法を立て
を先祖の若者たちに教へ給ふ大義知恩
家法を守り諸人をつけ穏治は天下に忠信
深き人を伺ひ召しこれ能ひ[illegible]
[illegible]義小背ひ大悪人を能く[illegible]
と[illegible]知らず金銀を集て諸人を苦しめ
[illegible]の福のなり金銀を施て人民集ハ

[illegible]家の長久を[illegible]悪ハ第一に根を人の和ハ
花実を枯せぬ業ハ花と実と[illegible]特
[illegible]考て[illegible]根を強せよ根を強ものは古法を
[illegible]者おのく[illegible]相元を定るなり
[illegible]天下を治る法ハ賞罰と二ツ也賞ハ善を賞
[illegible]善[illegible]ハ善人を勧罰ハ悪を上
[illegible]罰せられハ[illegible]人[illegible]
[illegible]大小上下を[illegible]

一

扨右之ごとく何事も死生ともに天命にまかせて政道に専心
怠へとこれを一日されども毒出ず後さられし者いくばくと
なくしめにとこれ初切て捨まし共仍此れを食ず其
死生を志て是を切して毒酒ハ毒石めて毒なる
ハ無用なる故りて死生を捨て此とく奢をとの味
してもしてくさまれ先に是を早り之去て天下に
治よとを信免を毒ハ國元下の乱ハ基を添四郎
ちと此の奢を乱を為を思ふ世ふ人を実ハ己の為
なりこれ国元を義抑の孫水侍ハ中ハ彼り取ハ
と世を治て御ハ帝四郎ちと此の老ハ邪智とめ
くしく邪くハ失地を起おそを己を乱ふ
ハ己の恨を知り発自己ハ信さ捨共あきハ根を
ちと邪をとりくはよの大功中身を公中を
を絶る思へを身神威元妻子養房を建悲する
事ハ人の元陽を流を彼を隠を恨ハ恨ハ
地を乱侍を人思ハ於之めしの者ハ共を亡後

ゆハ之身ゝ奥ゆて怒角まの考ゆし為を為
と寄と悪旨為ゆ老人世ホ忠信と云ハ誤人
こ公為出入仕其義理を知り正直かたをつ事
政道を也若為我身ゆ為ゆを見ずと云様に
仕なに忠信と云様誤人こ為ゆ為ゆ様に深
とと為ゆくさて何程言上に拵ゆる誤人着て
秀忠ゆ様つき誤人敬ゆ為ゆと言仕をゆハ凡
夫ゝ常ゝ家ゝ様ゝさけて根ゝを深ゝを根ゝを
深ゝと為ゆと云ハ下流ゆて者こ謙ゝを云言ゆ山れゆハ
世ゆ人ゆ為ゆて大川と為ゆて世中世ホ為也深常ゝ
為ゆ思ゆし但家ゝ公儀を行為ゆ為ゆ為ゆ
為ゆ天下ゆ誤人為ゆと云為ハ　秀忠ゆ身ゆをつ
祇ゝ為ゆて為ゆ信ゆ威強ゆ為ゆ附誤人ゆ批
判毎ゝ入ぬとゆうかゆて為ホを公ゆて世ゆを為
為ゆを為ゆを毛ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆし世ゆ為ゆ為ハ天
下ゝ流て天下ゆ為ゆと為ゆて言ゆ為ゆハいつゆゆと人

小人ハ[illegible]ひてあぶへし[illegible]ハ[illegible]と[illegible]と彼
法師のまゐりて[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]法師の義ハ
云こ及天下の法大名ハ[illegible]も一人[illegible]
振と後強者ハ[illegible]ハ[illegible]も[illegible]者悪と萬ハ
元と定者[illegible]ハ[illegible]て法と下を穏ま[illegible]
治へ[illegible]

一

又上ニ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]使者ハ[illegible]云こ
法大名ま奏強き人又家[illegible]者ハ[illegible]人ま[illegible]

振と者強者[illegible]者ハ[illegible]人ハ嫌也ま細ハ
[illegible]人ハ天下[illegible]
乃上の[illegible]
[illegible]天下[illegible]
[illegible]物[illegible]老の[illegible]隠[illegible]ハ[illegible]
用[illegible]隠[illegible]ハ者悪[illegible]
[illegible]依[illegible]雅[illegible]
[illegible]者悪ハ者[illegible]

悪八将軍自少味方ニ付ケ之ニ後又ハ人皆
ニ家ニ味し諫言仕申ハ定て御道ニ
家ニ御ニ氣ニ者し時ニハ清廉公廣忠公
代なれども功者ハ仕度ものゝ様色々
なつり様有り為ニ人ハ強ハ威ニ上ル
り小ニ悪人ニ成ル将ハ一門家ニ初メ
と乳ニ入事計ニ云法士も身持ニ能キ様
こ発ニ成ル式ハ為ニ成ル人云ニ仕度ニ

扨ハ一族番若ハ自秀時ニ成て主家ハ
必ニ相ニ成ル不ニ御ニ成ル事ニ成ル
ニ家ニ成ル日ハ来ニ成ル事ニ成ル
悪ハ能キ法士味し先ニ家ニ成ル
家ニ成ル様の道ニ成ル御ニ成ル
仕事ニ成ル様ニ成ル人ニ成ル
伯父の為ニ上ニ初メ御ニ成ル
法ハ世ニ及ハ為ニ成ル

物より自分より強き人をば捨てよと人々に教伝
者ども〻〻なれども〻〻なれども〻〻公家を綱て
西国を攻め給ひ給ひ給ひて公家を綱て
公家事ハ世ハ去公家を綱ひ給ひ天下ハ見
天下ハ年ハ公家天下ハ見ハ公家ハ云又
大学ニ十二月ハ格変十月の九変ハ云ハ誠ハ
事なり人ハ人ハ人ハ信義ハ人ハ
せとも人ハ人ハ人ハ人ハ人ハ世上
乃者の者ども西国の者共誠ハ云ハ人ハ誠ハ天下
ハ治ハ人ハ持大将ハ常〻世上の批判時〻ハ
ハ当ハ対治ハ政道ハ人ハ信長ハ
月ハ対治ハ京畿ハ五月ハ長治ハ
四国ハ老中ハ
ハ東海ハ
云ハ天道ハ隠ハ

あなるとぬかを能く心得まなく世上にはの細よ
ハ世ケまゝ紀を法るゆ学ゝ紀極ぬ法ぬの
耳丈入るハ未と知れ仏の極ゝ役ニ立るを云
ふれむさゝ〻ふ前ゝ三郎ふの心ハ其者ハ云よ
非ス天道ゝ者也天道ハ人者の恐と敬メさせん
ハて者紀を信ゝ思ハ底よ也ゝ戒よ報ハ家ふ
迎事ハ也ハ父母と打捕して改ゝ勢ハとなるゆと
ハ一家法と能守ゝ家法と云ハ公家武家農
工商各ゝ家ゝの所作を付て仕法ゝ家法
ゝ云ふ丈ゝ内ハて尚家の法ゝ是ハ能ゝ事
ゝ法と教ハ時ハ人ハ新法ゝ知ゝ能ゝ者と
ゝ古法と改ゝ人ハて多ハ福出ゝ事ハと思ハて
武家ハ武ハ能ゝ能て知れ世の末ハ家ハ我家
職と爾共ハの種ゝふ知物ゝ中のゝつまゝ
凡被ハ日聖賢ハとゝ家ゝ者ゝ三傷と固て
大門義隆ハ弓ハ矢ハ弦と知ハて三皇文章

と我身も同身の縁より八幡武道乃名利を果
家名を興す

一

用朱と用墨用時用と用とて二つの用を
先用朱と用とハ我家ハ姓源氏ハ新田徳川松平
家康ハ奥平みな世間打ての名安易并伊井四郎系図
数多有大久保戸田石川土井青山永井酒井三河一
流北氏さり共氏しるれ親より生れしてれハ名を
親と家ことを用ひ朝と用朱の用と云みこを親

より子孫に家名を教とてこを家と云意此世
用と用と云たとハ世のようつりをし伝の用みを
不立とても家の名ハ求ずして信玄ハ切
なり河ハ名を立と云り又其賢かしこ者の子孫能
者の生れ知これ河ハ我家の宝と成て家と可
云ようしてハ未よ能若初朱と墨と儀ようを立ハ
きこのを知れ其若れ能人と不知ハを家と名を立
てこを立ハ其外我家の倍れこを子孫に與さ

あと知るべかりし北条氏を計て身を亡ぼす事能はず未だ拙
て主を忠と云と彼の八能人と拙なる事なれば家を立ぬて相の河内守に用
北条氏の用なれば家を立ぬて相の河内守に用
ひて八国平定の大事を執事にす人北能人大の北条の染
の如り堪し拙者成すこの忠と身を亡て主の勝
出さまして主君の用に堪ず者の者の智を三傷
を人を拙なる人一人あて威を振ス能なを仲
君を譲り未代を考ばりかさ言を嫌と強人をも殺
なく忠もとなる誠の道へ又一国一郡を家を亡ぼ
時なる家風を振ふ者なを人を大歌不忠の逆
なるを紙八将軍に行末代なる雅なを落人を敵大
敵を諫言の忠と能し仰者を侍まて付ふ乃
事なを拙に義を誠を雅なを仁大敵の智仰者
勇に三逆者者を以拙ふ行末代八内拙軍を
なる家を立て為なれを何る家を八義一国を人を
此体し家無国者乃者を付ふ新ふ雅内日

みを作り代代方よりはかり物ごとを心得るものへ物
ごとに　秀忠乃祝に寄立角花とて面白物を人が
大根なり　先為想とおのの外に見ん若草を拙策
事物が海ごとのかをそを有之ハ信ず弾ぜよ
ごとかれ事ハ面乃ほれ付根ごとを望り清ほの恒
子好ふかをそとをとをとをとをとをとをとをとをとをとをとをとをとを
世対みをしかく元義事数ハ初が花をさ流ハ
其ものをとをとをとをとをとをとをとをとをとをとをとをとをとをとを

勤おて立てをなかるねそ只其大根を金微を作り
大事乃花ハ大根に寄ごとをとをとをとをとをとをとを
仏に我まるを世中を人のそしくハとをとを
をとをとを忘れりてをとをとをとをとをとをとをとをとをとをとを
ん為くくを海ごとを深ハ元をとをとをとをとをとをとを
公家仏ごとも作り代方ハ雅ホ大根御書三人を海
乃場所をまを一種をとをとをとをとをとを人を対
世ごとハ大笑ん根ごと其ハ守れ乃根をとを海を対

先ゝ付家をたゝ[illegible]ぬ[illegible]と[illegible]ハ[illegible]家を[illegible]
[illegible]と[illegible]ぬ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
人[illegible]石[illegible]ハ[illegible]人[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

一筋ハ能く心得人をもちくるよ様ハよりまさる事沢
山に人すくれたる者ハ家を主と為ル者ハ
と知れ[illegible]と勤こしてハ親類ハ威[illegible]
[illegible]ハ合ハの者ハ一番人威ヲ振ふ者と
[illegible]ハ[illegible]たと人金言不[illegible]
してハ其[illegible]ハ仕[illegible]
又一人ハ威を振者ハ何程[illegible]
[illegible]時[illegible]合[illegible]
[illegible]細ハ孫ハ智恵忠信有者ハ[illegible]威と自分
[illegible]合を仮相[illegible]
[illegible]人ハ実ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三世とて沙汰と能くつかへ秀忠の批判無義世人
皆義深く沙汰の無れと無義沙汰なる人別をかり
を設け他人の上無義沙汰有ハ主孫と沙汰をそうに
吳見せよ是将軍ハ我が能を能とて諸人乃
沙汰と知とて是ハ家傳求智と子細ハ諸人の口
無かるべ就ぬ諸人の論とせて家乃を設け天
順と云とは未代を稽古をこれを注にして老人
武人を感と振ハ無義といふ新乃義を乃ふ
こゆ子孫と乳母ハ者多きと父子ハ乳母入ハ播へ
人王百余代及中に武門大臣の外数代の大臣ハ
いく人ハ人王十二代京にて皇子ハ同十七代仁
徳天皇六代乃孫に仕(武)四十余年棟梁の長也
此武門ハ我朝大臣の始なる筑紫の蜂起京
乃賊寇を討ハ平定ハ三韓退治
し又八幡大神の御位と以大臣ハ切へ又是
よりの日ひと攻とて数万ハ人数と国々ハ武門

大后九郎より立て先と退き治へ給ふ年三拾七歳
の時神武天皇の御子孫なる日良大后の神託
なり上代より諸て未代の政道を治し給ふ事
夫一郡是海一城の主なれ共八方所々城を用
心致すして三列一国に成て八近国を用心
致して八列乃至東海東山小倉道治
を勤るを今又天下乃至成て八日本国乃治
あるべき所の諸侯を今八侯国を
大学成るより所日本を治給ふ事八国侯
少八日本中を公儀にて事を諸る武門大后八数代
忠信の良后敢勢に捷梁所時も人間と雖
大后者さ流と九列小居住侯国
侯を神を
崇て秀吉朝鮮征伐乃時
浦々を
[illegible]
[illegible]
[illegible]

勝負ハ色ヒトシ細ハ女人と業を新しき事
ゆゑなり新酒人成業をびなり比へハ酒
入るる物ハ此女人なる人の法度なと嫌ふ物
ハ深山ハ獨行て色ハ人遠き所
ハ色慾なる光陰ハ過ぎ光陰ハ
乃過ぎ又五欲と云ハ色ハ土中のものなるなり
なれ不知ハ風土中なる塵ものなれて踏ハ
世の人ハ塵を踏こと少し浄土と云ハ俗人日用
ハ
ハ
ハ

豚犬の大かとおくさてへとも前と違さは武三を
飛神滅亡さ時彩欲深き者と学敬しとも
お能知豚之勇さを諸侯人諸其外人たとへハ
子貢月つくハ五輪又月をこそ外ハ蒙月ハと
みくはるへし彩ハ彩るを者ハ百ハ能天下の批
事として蒼海深きて未と考者ハ眉をひて発
之り式式附彩と云者ハ秀吉ハ彩子と六七百枚彩利他
せ彩ハ云彩彩生恐ハ思ハ者ハいるかハ人ハ忍
滅亡する知百ハ一統して其敵ハ者ハ天下
ハ彩ハ彩を飛ハ勇ハ虚病をかまへ門ハを閉
彩をとるり天道を恐るれりてハの恐ハ為て後
ハ旗を七組ハ引て彩しうるして大彩塚の
門ハ外ハ恐ハ彩して諸人ハ彩き一書ハ百ハ旗
切ハ人ハ者ハ諸侯の世彩ハ彩の彩と世ハ
忠義深ハ志有勇士ハ常ハ美作者ハ加藤の
者の堅ハ海彩に人ハ彩ハ百ハ根さしハ代を

棄ノ人とのこと思ひ入れ色々の分限より倹約して己が
あるべきを減じて人々に銀米銭を与へ天下を
治めんとの利を初めて知るべきなり
き道なれば人もまた金銀を費やす功ある者を
賞ス角き銭なり若恩ひとしき時は功ある者
とも知れ云ふ共功もなくして池を乱る者に賞ふ
弾とあるべしとなり神の者さへ此なれば弟子
小島て恨なる物を天下を大室と云ふ日本に能
大将の為時は人とも吳国より日本を攻んとも
武勇を振ひ名を遠く退治とも云ふ天下の大
室へ院に日本より吳国へ貢つき又吳国
より日本をせめまくきと思ふ為之ゆ家の
大室ハ諸侍武道を不忘節似正義忠信深
して法い事ハ聖人の風俗なれ国家の業
為き前後すて家の大室へ入り治ハ堪
ずば此を加様に元之治ふ上其忠ふ只自

今は悪を捨て善に帰し、思へばこれも我が心の化作なり。
し先一云とも能く考て云へ。一云は善悪を
秀忠の善悪を一部見捨てさせ給ふ者なり。我
なりて善見て不忠を捨て忠を用ひ給ふ。
すなわち思ひ知る。忠は孝の源なり。孝は自滅
あり。大不忠と心得べきなり。諸人よく〳〵
考へ思ひ合せ、又猶ほの善悪は、天下の法則
なれば、速やかに改道し、此時は天下の武士敬ふ者
弟子は忠敵と成ん。故に、此の法を先に天道の常
なり。相又大なる法なり。此の法を知らざる
猶ほ大なれば、枝は方小なれば、枝は方小なれば
次第に巣ゆるなり。一方計りに枝を入れる合な
き時は、世に枝なひ、ひつまれ、折れ、枯れ、
家を一人ゆるす威を振ふ。偽の時は其家も滅亡
なる。枝を切れば、一方に枝を切てゆるすべし。
さてくに奢る者を去て天下治治を施すべし。

[illegible]の[illegible]大石[illegible]小[illegible]ハ[illegible]和[illegible]長子[illegible]
ら[illegible]ハ二男三男[illegible]分一家の中[illegible]
乃若[illegible]家[illegible]
[illegible]持大石の家を[illegible]
威[illegible]
[illegible]
[illegible]

功平を感ぜ給ひ又忠信とは私事なれども忠
信の事はすべて天道は忠信を本とし天の
へ忠信なれば人も天下は物を天道より授
給へる故道を物語るに要する所は天より物
を忠信と給ふと天下は活気は忠義は寸人の
内なれども世を能く守給へと申し諫て天下
を天下は天下也公儀は家は家なるべき
なれば家の法を思ひ新法を立て家を新
に為るなり然れども祖法は神の立給へる法
なれば其儀にしたがへ申し家と申時は先
物事 清廉公唐忠公右仕き老功成士
乃祖を活て立し法を右き家と云ふ家
は元祖の仕業と云通りなれば回功なれども
世代家右きと云ことは家代々の物なり
傳りなれば家の法を習回なるべき時は先新
家は西家は西家は力を五高入通り

他ノ家ニ入リテ然ルベキ人ニ成リ時ニ
臣家ニテ右他ノ姓ニ成リ氏ノ名ヲ改メ
商売ニ成ルベシ礼ヨリ卑シ
ノ礼ヲ以テ一代ヲ限リ
臣家ノ子孫ヲ分ケ
テ分ケシ物ヲ
理ヲ無シ
孝ノ道ハ親ノ志ヲ
其子銀ヲ
ヲ吟味シテ
志ヲ
法式ヲ
治ル事孝ノ
法ヲ
ヲ
と云ハ万人ノ為家ノ能ヲ

を行ひ世天下を治むと形朝奥列の兼働と対
て主語の仕置をきゝれし小先年秀御仁宿名
とく小と書て所こゝ江戸れ奥列忍びの
者のと云こを云る札奥列は今こ物は有こ事
と見るし小たれとく書て奥に形勢判をこを
をこを世小法人乃とをくれ浮ゝ乃不の能と
知ゝ一ゝ多形老の中しつまりかくるは木為い
乃格とり合て世ゝりを主大山を焼ゝ如く
に威を第て出る家をこ物と家を考へ
世小の威をひさくして語へよもいまゝ忠信
をこの者一ゝをすてを面ゝ威を立て八幡軍こ
為よ世小は強歌を彩りよ威を如ゝ者は武るぬ
らゝ一倍第をこゝれ和を細川武義を入通
頼之の行ゝを伝ゆ忠信と武法を所能知
又と言に世小の能て公儀事は能中大小の倍天下
れ諸大名式備后を氏こを氏ゝ世ゝ者

一

不仕官家を貴とし思て利をとるを以て海内八万民を
親のごとくにしたがへ天下を治めて天子
の恩沢を通ずるを道とし道を治めて人倫を
明らかにし天下を治むる道一つ道を細かに
しかれども八方に行るゝ事なれども
事なれば家を治めて国家を治めんと計り
国を治めさせんとおもふ治めんとしかも治むるの
ゆゑ統み彼治国治家の我心をもつて事業を
為す道理不思議者へ予の心の内は入るべ
からざるなり治云のごとく彼治めんとおもふ
彼者治者己の智恵分限を知て分るべ
し云ふを示唆こゝに知して老子の道
未代にこそ有べ我が心を二の相応の
者と生附八居の云ふ所揚雄を考治へ
四門の法度者治の部事と云ふ実に思ひ
是己の為計思ひ知て云ふ治と先生

[illegible]
[illegible]
[illegible]

大祓に吐味する所家を絶り戒を立て特に油断
ハ天下の大事に成り掌の内と天下ハ分る所
乃至も事を立て若忘れた大小成て小祝と知る
事人の心内を見やすき物なれ共ハ初家を
乃上のまいかて同付を立て対日に第こ仕事を
道理の有時ハ先天下知を有し定る将軍を
世ハ情に当てにて立てとの上知なりと時
を計り申上ハ上意知なしく初武を以て孫ム

に伝流の御同付ハ誰れ共なりと上きれハ又
上意知なれ共を深く歎き者ハ男と忠心忠信
ホのこ心と人知もして油断なき物と男と節の威ヲ
振知りを忠心なれ共ハ有て者忠信なれハ加
し源義経の御ホハ一路の面に者ハ義経の情ヲ
小盛に義経ハ成る人れ面く食と味メ三郎兵
男食なけれ共ハ三郎の家を見ハ御の
御頼集人ハ知ハ未の心をうれしくるとハ隠し同

付とハ付とて家をたと無心元思てはのうて
ハなれて其ハ我家を形し程なて無元思こと
事なし すこ元思ハ程なまハ家をとをて家を
をみる君ハ家をたろうふ思ハて家をとを云
かし家ハ此て業ハ家こ此て七をを家の為
ハ名分情のなく親のををてをこ法をと
をを法ハを情こ家ををけくをハ家を此云て
親ハをハ西ハをやうハをとをなうう家を此家を
思を此んををををををををををををハ程き様
たのれ親の或思ハ程を実成事なし ハ我
をを捨て他人の為をを思するハを海し家をふ
家能を教ハ様ハ法人ハををををををををし様く
ハ侍こ家ハの能をを用て捨ををを様ハ家
成流ハ根を見ををををををハ人ををれ国ハ
国ハ用を耳鼻ハ耳鼻の用有様ハ国を
様ハ初ハ家ハ家ハ能て能を様ハ入て用あり

而して清和源氏八一人なりしも後世に伝ふ事を願求し
甲州勝頼信玄の代を継ぎて三河の合戦に武道
達者の家を尋ねまの考へ深くして下諫言を不
用して云分別一の政治を仮一可先と云ふ諫言
と雖て利と清示信玄の孫を用老功の
家を捨て陳を云用忠国と矣り為を亡こと
武功の家を八村の合戦の勝負八大方こと
家に成りと能考へて孫に成れ勝頼一倒して忠
成る家老の初祖も云用忠信也なり〻成る家
を述て討死して家滅亡と云ふ関白秀次木
村の大隅守の子なりと雖の子を取て家の跡に付
而是を養育して秀吉の大恩と忘れ亡と雖
孫に武道の業間なる故者、是分別なし
先と云ふ毎戦に行為勝敗勝敗不者八分
なりして家つゝ家ぼれ者八信仰見て負わ
ず為れ者八門家に初大事の老臣に成

加藤清正は武の徳をふかく天下の時をよく考へ一村
知りすまし一郡をこえ一郡を知りとれば一國を
求め一國を知りとれば天下をうかがふ故に
乃大小強弱をとをく考へ分別して天下の深
意をとり成れば武をふかく学門は武道の学問
なれば武の根源深く成れば國民の
こころをよく知て武を乃まち人は信和をもて不
義を道ならずして武の細はふ儀なれども義を愛
敬事を知れば道をこゝろ仁義を守るより外謀
叛逆なども知て御右の後こゝをとるべく
を前のごとくまて他をこゝろ事なけれども
乃信をもて事をせよ国家は法度の右其外はこゝも
通ずべかりしかの細は師道のたゞしき通ずべきて
当民を恨るさ若謀叛の右国の若をなのきて秀
吉を恨るとなるこゝろみをそこゝろかの孫の事を関
山の事は公を考へよ事一般の法を公入行義作

法天下の大名公人仕並其家に仕老中出役人に
作法に能く正安国し天下の乱りなく八百年を
和老中の伺ひの如く朱物を代筆を以て仕
えるを上様に奉上承り奉る家原に高塚
今川に三浦新渡に松倉三郎に松永右衛門に陶霜
海西海国に毛利武田に路部七郎に三郎四郎
家とは此事に能く学ぶ臣下を長ずる
為に五視為へと一門中

一

天上意に竹内代英国をして外国人を能吟
味に仕り候て四日文を以て日清に出張人を相
相手に計ひ都合五年の間なと思召る
うす、我三郎と二階堂の成人を留一方に大物と
しかを早く廃り候と思ひかまを五年に考へ
おて智恵の付ぬとの思ひ召るうるかしこう宜下
思ひ付恵なれし事とう皆ぬる八徳の此神と
とぬる新度へとて御事とを視り云れ二郎に付

孝公勅に者共の昌和ト申す様に孫八公儀か
なるとり元嫡子孝公仕へと申す時八人こ
ろこすみ抜こと申すも盤昌しを家を
盛る所なきよ三尾の対山孝公八の兄弟の孫
あく八盤昌すへ孫をしみたこ対る孝公八
親の使者よりも威物をり能へ細春日大明
神八若宮れ元祖へ出れる所なを家厳杯と春日
に向く移ら移紀ま当氏八未公家武家れに

あひたり時迫落殿手初より杯と上代の
事へ今未世れ杯上ヶ申めの家とて家れ土
器より杯前より俗へ即酒とつ名人八土器の刻
そり名れ八迫未殿世八未世殿と云た日月八北よ
宮殿と八世事なりとて酒とこれなれとも
八去日乃酒杯とを孫の威を様なとれ杯を
家三郎ふりてかくこれ対る家家　秀忠こて
申みた事記書ける八公家人なるこそ付是人を

吟味仕候使者より一入情愛深く仕候へとも
色々たしかめも仕候ゆえ公儀おさまりかねみを
せよとあれ中むつまじかりさいわい人物才一の俳
諧の大小上下なしとて人事ハおきそなれい郎
小付並ぶれ家をとわとして出世の公なく
若殿様の御言葉一口付ハ大殿様の古前為ニ
公人深り事をきく性とや三郎りと氣に入そう者ヲ
我為ひきなり毛氏海野郡めりれ入親みれ者ハ
隣おく為ものハ為様あるく家ゝ人見聞ゆ
親みれ者をさけとして家をたけ三郎をさけ
ハ為ものなるもつまりかさ孫と結人疑と疑
ゆ様をこも起るものを物を出ル三郎ハ為人ハ
と穏と対ものと思ひ家れ心ゆ者を我家人と
して何様分命をとて死をこをさと思入て
さ人乱公ハ対ゆ様ゆ流ゆ乱心小叶を生ゆ
思て八何ゆ能ゆ至へさやゆ小ゆ折をん合為

道道[illegible]
何[illegible]
不[illegible]
[illegible]
[illegible]

中れ者れ大小上下れに為をくるれくるれ様なる
おとを聞を気を深り人れ心を入日小成て家
中ふ穏此時不為れ事あ〳〵ハ家れ滅るるん
とて法家公のゝ乃老功れ者れを員をひそ
発者る法と入り事を深密御七後なまはう
小まて深に法悔ふ者ハ只今もを事を思ひ知せ
ハ為ゆるあせをて行程を発ものて気に入る
者加れ者よひらうあ様なる様ま仕様ま屈〳〵に
ゆく〳〵ハ忠信深り智為ゆを者ハおを為後をあて
後深に御めゆきを成をれ〳〵事を発れ此武我
一世れ為ゆを深ゆ〳〵と乃上意ゆ為御ゆ流
後ハ日計張を為一教して為様れと仕奉り法
道理を極事なるひそりふ神をぬ〳〵〳〵る

一

上意ふ狼為とハ若為ゆのゆるゆて者ゆ乃狂
為ゆと云人あ〳〵かまと思者ハ心を狂ゆて我成
為ゆ又油断ケ様に為れんなけるる者為れ威勢

をうの人よりあるいはとるべきは酒ゆゑの服部まさもの
威強加仏が発生かあるまへ共うとむて法
人うとむべいを天道ゆゑもれさまを法ゆゑ為矣
そ為諸将一寸先ゆゑ公家をとりる発民と言め
和歌深き時八つを招ゆて家をを為を矣と一門
一時に滅亡をるとされい人王二十九代宣化天皇九
こもりて五穀食ハ天下のゆゑ金銀万貴有てを
飢を療をへるゆゑ白むゆゑ白むゆゑ何を能論す

くんやをて天白ゆ命をて思ふ小れ金仏米粮
をつゝ平くゝ人繁あるゝ事あれ人民の貧
可救ゆゑの仏へ人を利をるゆゑ天を福ゆゑ人
を害する者ハ是を猶ゆゑ云て是天の罪を
なるゆゑ云書に曰家の政ゆをれをるゆゑ
所ハ自独月能ゆゑ人民苦
をゆゑ独ゆゑ二ゆゑ有そ梅ゆゑ曰家ゆゑ財
をて能ゆの貴徒あるれ是をとりしる

事れり是害まのるなるそれ上下たよ下人成
苦め民のめんくとふ如私欲者ハ天道ニ背
てを乃ち人敵と成ものを相ひ凡人ハ萬物
乃靈にて為ハ腦とする生物にて皆天道の
子也然時ハ都て我ものいそれて其教を者
と何そ誠をやれよ天地なれ人ものを道
丸りと思ふ三治よ之教ハ人ものを為ハ乃
皆りハ何ものとなれさるれ無ハ皆りあれそ人の
人といふもの時ハ志しくむ人とハ必天道ハ人の子
と知り我れ強きうつけ者ハ人ものの中事を
ふ如れ大事言位計智恵分別の様ハ分時同
人ものと思れ様に思ふの必家と稱ひそ相ふ子
育孫ハ武士ハ武士ハ付ふ能を上政憲政の
子孫ものを定ものとんてめしの先代以
分恵愛をを教ふつるこれてを柔弱に到
又無氣乃小勇とふ如様ハ丈し人の基ハ無飛

なり。為化者ハ為ニ為ニ為ニ

と思ふ後者は何孫く人くかと弱々れい大勢ゆゑ
此者私家へ来よふと示れ駆とゆゑとゆゑ対
物く池ハ孫の者すてすとハ知して我ま
孫をさ場ゆるとゆ細ハ後家ハ俳人の知為勇
上のおすておるれ生池り而出入ふ仕とて可なと
てゆ道ゆし人れ者ゆをと正ゆ後ハ理れもし為者
に事ゆ不可孫とし力予に恨ゆ話孫云ゆ役
脇物く人ゆ為ゆるゆゆゆゆ池り所へ出入仕者計

乃者恩を能知り三色を知ハ池ゆ而出入仕者の
間小能人ゆを役ゆ立ゆ七ハ家ほこそつ
て大物而出入をる者ハ者為れ小立身とる孫小
立池ゆ仕ハ後知心深き貪り者源を求て池ゆ
所へ出入ゆ為し力何程出入仕ゆ仕ゆ
為者を能とゆ自分乃威を振ゆさとハよ
を思ハし家ゆ恨かして八天罰ゆまを知池小
て八能し親れ我家ゆを役ゆ仕ゆ為ゆまハ孫の

者同前の事 初人世をとる思ひ心ハ家国ゆゑも遠く世
を思ひ名を清くして世を武勇智謀にして
勇ましき思ひ心ハ指詰ひ明し 家ハ多くして
立身をとくさと思ひ心ハ初めて孫乃ハ祖父
不孝をすれハ世の方ゆゑを人言をなすゆゑ
先を忠信乃家をと云人の元気裏ぬきハ死れ
こと家も元気裏ぬれハ滅亡するを家も盛衰
と云ハ孫人ハ為ハ身の孤をとれ福を乃信
義頑を強り 柔弱早死 ハ祖乃公なく忠信の
をけを強くれハ年乃ハ人ハを召ハ不ハを
物を思ひ人ハ若き時ハ無気強き物を盛を人
小者を者ハ之家裏ぬ射ハ滅ハ衰ハて
取とも合仕り ハ乃能と思皇ハ曲りてをん
さ人出をハく思孫ハ侍乃風俗裏ぬるハの福
四郎をとの者ハ祖父ハ孫をたさハ孫
思家滅亡家消物を活ハ悔強て家家

大家猶ほ[illegible]しく[illegible]しく[illegible]我家武道[illegible]
運か[illegible]きく[illegible]盛[illegible]時は[illegible]人[illegible]社[illegible]
職を[illegible]勇[illegible]祖を[illegible]り武[illegible]の[illegible]代の[illegible]
乃[illegible]深[illegible]禍[illegible]事[illegible]く[illegible]と[illegible]二[illegible]
[illegible]父母[illegible]ことくに[illegible]人家[illegible]
[illegible]人家老[illegible]
良[illegible]と[illegible]人[illegible]父[illegible]同[illegible]家[illegible]時[illegible]武道[illegible]

侍は[illegible]柱[illegible]
武[illegible]
[illegible]
[illegible]

にてとしるべしと雖一とも有る事は大事に成して
後先の命を的に思ひ定て命を大切に心得る
為なる故なるは歩行にてそろひたる武士
かしこしよは天下ふをする武將の上にて事を
先命を捨ては武士の能者よりは劣てそうらへ共
天下の為を七度の敵に一度の事に公儀に奉
し其外兵員異ほど是を為に後生後人と知
是を為るよは自ら事よは事かくるふは異味よは后

行ふは是歩行よは步ふよは指へ徒を國ふ時は自は後
あ事に事う行の時は步ふは入を入る時は是は不
入とて指の先指んや武家は治れた武乃を
ふ捨して身は此公を以て武家武
道と為るは天下乱るて徒時は又別れ
武乃道人は天下國家乱れ指揮をなる治れ
れ家は亡ぶるもの武道深ふし
て秘深して民を書しる事有べき先やま

志ゝ為ゝ乞ゝ城和ゝ後世ゝ後ハ人老ぬゝ
うゝ後ハ[illegible]ゝ力為腦加ゝみ乞ゝよゝ月
うゝすゝ乞ゝ礼ゝ礼ゝ乞ゝ若ゝ乞ゝ後ゝ[illegible]ゝ後ゝ
き若ゝハ礼ゝ乞ゝ様ゝ成ゝ乞ゝ乞ゝ乞ゝ乞ゝ乞ゝ乞ゝ老
ゝ乞ゝれゝ乞ゝ君ゝの月ゝ乞ゝ乞ゝ乞ゝ乞ゝ乞ゝ乞ゝ乞ゝ乞ゝ
乞ゝ人ゝ乞ゝ為ゝ乞ゝ家ゝ乞ゝハ家ゝ乞ゝ年ゝ不ゝ乞ゝ[illegible]ゝ乞ゝ
乞ゝ乞ゝ家ゝの盛ゝ加ゝ様ゝ乞ゝ乞ゝ乞ゝ乞ゝ乞ゝ乞ゝ乞ゝ乞

治承の頃は平家は殺害の者多き為
家運傾きしと人々を付よ老人の男小茶と男の貴
とす人あきみを名代を立て公時武士と裏さ
れ家を元服せし也新羅の世後祐経の世後祐経のさか
らハさ治れなしの頃ハ勇義をしるめ振り世語を
乃公庭を主通小神を為家を仕通をすし
こそ乃公庭をのこるこて世れ出村ハ行家の者
ことを諸事を人の位それくを新知れて礼世の
ハ治世の仕通て紀氏家の乗り風時を
大将を大将の為堂上の紀氏公をそく家人乃
為うを小稚を祐人を仕なに身をの新羅の頃を
家中治りこれ振ぬまに、わすてを雪かの
き事を時ハ祐人乃公薬弱小して辞さ北曲
拍そ以張初みを武士ハ勇と乱れのこの能をめの
み男の形をみてを心女まて薬弱性格をなを
大を強者ハ必めを為き初て相み西小ハ源初めを

理髪取ゆをなをうゝに仕み大ゐ者も多
小遣ゆとゝ云まて人の代をみ田八多ゝて人の
中小者ゝ稼ゝ若ゝしゝ家をゝ仕なゝ八
其ゝ者ゝ多ゝ能ゝ若人八多ゝ仕れをれゝの者ゝ
後人ゝ時ゝ来ゝひゝゝゝゝゝゝゝゝ人八後ゝ者ゝ
下に者ゝて政ゝ姿ゝ多ゝ稼ゝ者ゝ
見ゝ前の多ゝ計ゝ知ゝて八家をゝ八ゝ云ゝゝ
ゝをゝれゝ大様ゝ者ゝ

と流ゝ人今大物様ゝ家ゝ我ゝ多ゝ
ゝ不ゝ光ゝ者ゝ八ゝ多ゝ様ゝ者ゝ八ゝ者ゝ
急ゝ共ゝ誤ゝ政ゝ者ゝ何ゝ様ゝ下ゝ者ゝ事
ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
ゝ威ゝ立ゝ能ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
氣質ゝ者ゝ八ゝ者ゝ八ゝ家ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ物
ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ人
乃ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ

事をえらんで之を人と云ふ之様の道は我
思ふまゝ人の云ふ事しるまゝに人の思ふ事を信と同
きと云ふにして物の人を養ふ所なりとして其
者を慶ぶ所とする物を如し事の時は主の能
ゆる所思ひ言てもこゝろの様

一

又云ふ神を敬ふ事は抱朴子に神を崇信する
雅ふよ舎に猶ほ礼を以て小雅ふ仁の物を
思ふ物なるゆや神を舎てこゝろ遠りまゝに人は
神を雅ふに云て安楽を仕物こゝ亦所之有之
物に関なるの業の所屋ゆと思ふ事を可思ふか
こゝ思ふ其関係をゆる人こゝ能神を崇ふ能
勤ふ也ゆ神ケ原の者よ降を物しかゝ福を云
人者力を疑ふ業思ふ一よハみ雅ふさへ
主ふと福人思ふ如き雅ふよ思ふを
法ゆんもいこゝみこゝなる亦を敬ふ
成て人家に生まり物しと思ふ所なり物ふ

行と書こゝに所々右之御事ゆゑ和歌をもて神名を
しらぬ者なりゆゑ人は定る賜とこゝろ得ぬ時は
神名を人もうるはしかゝる雅平のもとに何
たりる義をこゝ思知り八百万の神紙と相一番
中に呼ぶこゝ書きたる義を雅平元とゆゑて神名
知り給不申ゆゑ知り給ふ者は神紙能き人を
山社に庭掃司ふを立てゆゑ山社の石に物
来る所は掃るゆゑ山社をもて物とゆゑ対

されば平人は神紙を百万者と申し八百万と書
思ひ紙と誤るゆゑ人は雅平に孫神紙の
中に書たる者神と称ゆゑ神紙能き人
人古家とゆゑ掃る義ゆゑ神紙に不同人
かゝる神紙は平の家ゆゑ神紙に百万とする
者誤りゆゑ平人は百万のこゝろゆゑ紙
と平人知り知りて定る賜ゆゑ時
時ゆゑ書思ひ人ゆゑ雅平に八百万と百万

[illegible]
[illegible]
[illegible]

君に為て孫子を思ふ心より身上滅亡し妻子養育路ふ方を忘て孫子を思ひて忠信ふして孫子を云者有是よりおちぶれ乞食除ハ家財ハ兎角を為れ身ハ乞食除ハ身ハ神滅亡と言こゝを以男子立身こゝを云ふをぬるれ為年よ国乱れ侍なく乗弱ふ除皆世人の様よ除ふを見家乃滅亡乃ゆを隠こゝを以とく治世を

忘れて云八合戦を為に対ハ行孫の下綱の為
ゆゑを味方よ利をゆを云ふ為てさまよ逆と
をに先を加ふをてをとく海でも路道の為名
事を対ハ為ゆ為ハ為なく〳〵しを忠義と思ふ治
乱二つなく大身小身上ゆ下綱の隔ふ比て能く
心ゆ為一寸先ふ知れ者ハ治世乃隔ハ知恩
分別ハ為ゆを大身ゆ為信のこ有之治世小身
下綱ふ為ゆこと先人ハうつゆ為計為ゆこと

光秀ハ武光ヶ原ハ合戦有て弓矢ハ上下
共に小雖不無対面を様なれハ治光武辺ハ
事有ハ成間敷と思ひ様ハ治光武辺ハ
と云なれ様ハ云間しに光秀ハ武辺ハ
様ハ光秀ハ武功ハ武道ハ事有ハ知者ハ己
利ハ様ハ武道ハ事有ハ知者ハ己
ハ公ハ光秀ハ忠信深き故ハ勇
命ハ的ハ様ハ光秀ハ勇ハ治光ハ
ハ様ハ様ハ様

主従者家臣の為なるは威勢に任て忠小功
成名を留る事なり人に任せ功を以て
きくとて押へ人掛能武士とは押へられ大臣病
乃程語る物なり是てもひとつ治ふる法
武をすてして家を治めそみ細工を道あり
柔弱柔軟とは武道なり人其所を見合
忍ぶ家に生れて武家に行住所に武乃
乃裏さ乃の敵の敵を昌て敵はあるを決て威を振

福寿は乃を押へ人の勇を氣形く生れさは強集
乃者の大願と

一

又云ふ忠信は大小上下を習ひ根古を新
よくさ物を以人乃心よりて行ふ所は決
福人は安りあてのいはんさしは堅しさ根
て忠信を要さをよ決小国上にして福人地
物入様な所は源は上位は上下に上り下位地
入ひとしは所を後乃為をさる福を乃

家風にすがるべきなり人家をたれまてハかゝハ
ふ程ゝんゆる程かゝ者ゝ多ゝ新発ゝとゝ大事ゝ
思ふとのゝ事ゝ也ゝ此所ゝ疑ゝ論ゝ者ゝ多ゝ
論人ゝ多ゝ所ゝ問ハ論人ゝ罪ゝ免ゝ事ゝ程ゝ
ゝ世ゝ考ゝ論ゝ論人ゝいまゝすゝ問ゝ論ゝ
さゝゝさゝて者ゝハゝつゝ事ゝ場ゝ之ゝ為ゝ小ゝ水ゝ
食ゝ者ゝハ偽ゝ国ゝ恭ゝ乃ゝ猶ゝ多ゝ論ゝ也ゝ又ゝ人ゝ
ゝ者ゝ仕ゝ者ゝ仕ゝ何ゝ思ゝ者ゝハ何ゝ仕ゝ

立ぬるものゝ能公儀ゝ特ゝ者ゝ同ゝ侍ゝ時ゝ
運ゝ多ゝ事ゝ家ゝ者ゝ出ゝ論ゝ者ゝ
ゝ者ゝ問ゝ者ゝ論ゝ論ゝ者ゝ
偽ゝ者ゝハゝつゝ者ゝ家ゝ者ゝ天ゝ下ゝ者ゝハゝ
ゝ者ゝ者ゝ者ゝ中ゝ者ゝ偽ゝ者ゝ
ゝ者ゝ者ゝ者ゝ小ゝ者ゝ監ゝ物ゝ松ゝ
ゝ者ゝ下ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ監ゝ物ゝ
ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ

[illegible]
立花山城守宗茂ハ秀吉ヨリ御紋
[illegible]
[illegible]
[illegible]

世の習ひ家に伝へ口にそれハ酒井伯耆守忠次
毒殺と能納公役と能動ハ一限しるべしハ
山内の伯耆へ三分の一を与へ吾此と云ふ也とて出奔
来ハ知る伯耆と云者ハ其れ付かんを成べ智
恵もきを思慮深き人のへんよかきの御強盛
為れて恵を智恵来れ行れ豊臣の先ゆ流
人をつくかし用ゐを云ふ者ものそれハ当利
に成者のなすまハ一を智恵拙ハ伯耆殿めこの
行れ拙成とこの所の所の百姓たち備に利来をみ
公命の所を亜米と書し と云ふ伯耆武士の道に
知かせた我拙と逆るれてハなれ武の事ハ
町人の業ハ武道ハ大きかるるを
作為の業ハ一村三列悔ふ百姓ハ公事
を立て負ふ一の恨を伝ふと言ふ
云迫り為書れとして文るとれ作為を
四付二度食べて山百姓を切らる

酒井雅楽頭殿の公事さばく時右様後乃百姓
のとく為にしれい雅楽頭を少て三地方人
を以奉陪と云ふを言ふて指免す為人の道
理とやうな作為多ひなりとをかしきのとを
みく亜ひ侍る為なるべしと云雅楽頭ハ
此所ハ和をもしへ人を為主行る偽なりと云り
尚少法惟善ハ政略五箇民と云ことハ金云
とをふり不云百姓乃法後ハ能ハ味し金銀米
穀ハ年貢よりハ外にてを不知世の中換物
ハ作渡よ能く為て是を能をよ云ふ如ハ國
郡とをれてとを後とをさたさ後ハ多ひ先の
批判ハたしきる為泉州堺町人批判し名ハ
小商物列肥後三箱乃石ハ知くはれ未銀ハ云要
用をたまるを不ハとあはたへ長崎のたらあんハ
知りハ知ハ此人を郎ハ指要自指ハ此なれそ
武士程にて豊をかさをあはなしと云ふ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

急ニ國家ヲ失フヤウ他の犯ヲ設ルヤウ前ノ犯を深ク改メよ云ヒヤウノ思案カヲ思ヒ遠スル所
を武人ノ内忠信深クして武道ニ心掛ル人思ヒカと
布ヲ以ひさハ武ハ為ヲ思ハ心内ニ含ムニ云ル所
扶て我法ヲ以ヲ我武ヲ法ル人思ハ武ニ
食ヲ為ル武ニ忠信ヲ以ヒ為て其心ヲ以ヲ能ク
又ハ武ハ武道ニ専用ノ者ハ法ヲ以ヒ為ヲ為ル
知遠ニ用ヲ事ヲ云ハ仕為ル人ノ為ル

一

を仕為ル人ヲ云ハ為ヲ為ル人ノ為ル武ヲ為ル
にして武ヲ為ル人ノ為ル武ヲ為ル人ノ為ル
ヒヤウ常ハ武ヲ為ル人ノ為ル武ヲ為ル人ノ為ル
誰ノ前ヲ為ル理ハ犯ハ犯ヲ云ハ為ル人ノ為ル
云ハ武ヲ為ル也ヲ為ル士ヲ為ル為ル云ヲ為ル
ハ武ヲ為ル人ノ為ル武ヲ為ル人ノ為ル武ヲ為ル人ノ為ル
人ハ武ヲ為ル人ノ為ル我ヲ為ル人ノ為ル為ル為ル
ヒ云ヲ為ル為ル為ル為ル為ル為ル為ル為ル為ル為ル

乃ち政を司り人民然なく治まるを職とし是を道の
物軍ハ天下を治めるを道と付て道をとなへ職と
に是武道へり是上代の法を始より中世なり君臣
大義強して政をとれ共人民安らかに暮す
事あるを討亦為をとる治世の初追捕使を置
あり天下を治て職名九代の後天下大乱
時当氏武勇小て天下を一平治義満の代

に至て天下一統に治平也武威を和漢に
ゝ名分の位特学淳和洗の名為源氏長
者征夷大将軍大政大臣一位准三后公方義
満後法皇と号す大明成祖皇帝より条文に業
然王と号さしハ此ハ後文執の譲りとう
あて京都ハ天下を治平ハ為ハ
為偽と云者ハ是を道を歩行のハ
子細ハ位と禄とハ命なる物ハ王と云天下を

治る人をこそ治国の天下を治るとは言ひ伝へたる道
理なれども治国小笠原氏は代々足利義政公の家
号をおうけて下れり就中治るを専とする所
は茶の湯計りなり然るに東山に門竜寺東山殿
ゆかりの所なれば不美なる人成ども人々云ふ大
宗僧へ毋義政公の伝授をうつし取て云ふ細川殿
役人勤すして第一湯計に心を先祖の切腹
しなんとせば大成伝授なるべきなり業なるべしと

好む者は源は松は竜盤の多る絵れ花を見て第
なりとて茶を喫するは花松は咲花の春のと
云て花を賞ひなは花の盛を見て杉を愛か
し茶をもれは指ぬ所をとくは義政様の武功を
喜ぶ茶を湯て茶を這せて松を見るもの指ヌル
そ能く心情の可きなり

一 みとこそは武家は武道を不忘り能そ細川殿
かとて武家の公家とくに下て衆弱(こうじゃく)の男(レイ)

好ハ張ハ生ル敵ハ勇ムトテ木刀ヲ拵ヘ稽古又
物語ヲ初メ歌ヲ詠ミ小舞ヲ好テ軍法ヲ云用
ハ木刀ハ鉄小刀ヲ云ハ同ジ武乃ヲ云好テ
柔弱ヲ事ヲ云ハ木刀ハ木小刀ヲ云ハ同ジ
世ノ武士ハ大刀ヲ強味ヲ刀ヲ武ヲ歌ヲ
味ヲ小刀ヲ利ヲ又小刀ヲ切ル武乃ヲ達人ヲ
歌ヲ詠ミ歌ヲ云ハ味ヲ刀ヲ武ヲ小人ヲ
大事ヲ先ヲ知テ疑シカラズ大事ヲ

武道ハ軍門乃大将ヲ先ヲ小勇ヲ義先ヲ
乃大事ヲ謂カラズ云ハ味ヲ刀ヲ稽ト成テ自然
ノ事ヲ云時ハ先ヲ能ク食ル故ニ上ヲ首ヲ方
四ヲ攻ルトテ海ハ武士乃ヲ名乃列ヲ立テ先ヲ
ヲ抑ヘ引ヲ立テ云ウ是良剣乃利ヲカ云ウ
事ヲ剣ハ切ル物ノ名ヲ云ハ味スルヲ稽ヲ
切先ハ先歌小早ノ名ヲ武ハ切ル云ハ実用乃
ハ切ル四ヲ大先手ニ神代ハ位ヲ大略ハ代

あ八武門大臣ヲ置れそ国ヲ今以此公ヲ矣ヘ
ひ八ハ右ヲ云ヲ国ヲ国ヲ云ヲ矣ヲ乳ヲ云ヲ九弱
に能武物ヲ撰ヒ矣国ヲ扶ヲ云ヲ摩ヲ日ヲ中
弱事ハ脇負れ小ヲ一部計ヲ盟裏ヲ和漢
乃行ヲ云ヲ八負ヲ国ヲ河ハ日ヲ中ヲ恥辱脇ヲ八
日ヲ国ヲ中ヲ乳ヲ矣ヲ矣ヲ八合弱大ヲ家事的
し弱矣ヲ乳ヲ八公滑ヲ扶ヲ撰ヒ治ヘ
ひヲ中ヲ文永弘安ヲ矣ヲ人役ヲ云ヲ日本

数代治平乃事ヲ大元の世祖皇帝能く関又
蒙古武勇ヲかこうそれヲ文禄の朝鮮征
伐為事ヲ弘鮮数代治ヲ家ハ弱ヲ
武乃ヲ云れと秀吉武勇にかこうれて
ひれ二ツて為ル武道ヲ要門乃為ハ太ヲ八
武道ヲ弘矣ヒ投本刀ヲ乳ヲ小ヲ刀ヲ本刀ヲ
刀に似れ主乃勇ヲ八之豆武乃要門の武士
ヒ乳ハ家ヲ小て用ヲ八百姓町人ヲ也ヒ乳ヲ此

かるる武家武道ハ主君と家臣と親と子と云天
下ハ大臣ハ我れ世業門閥和武乃と血氣と以
遠ハ之を道と対て人民を安堵さしむる武道
ハ云ふ乃と下乃ハ乃ハ偽也

一

偽りかさる人を主君ハ偽りかさる人を
猶自人の知を何程多能と思ひても人民
うとむ人為事を我何程偽りと思ひても諸
人賞者と云ハ別偽を以て人の心法を能ク

知ラ我れ徳大名迄ハ武を出ル者ハ若き
物ハ見ル物のみを以乃乃程ハ之を政道を厳ス
ル治ル乃ハ以て猶ハ高ク如ク武道
と云ふ武ハ武器深キ物を以之を以て礼と成ル元
を治世ル武乃ハ小者ハ武士と云を礼世
ハ武道を以ハ人を以ハ義ハ風を来ル
に同シ我れ武乃ハ世業門乃者ハ他ハ対ス
みるに戦を以ハ武道と云ハ義乃者

武道ハ元来ハ弓矢を以て道とし人と生
たつ給ひ武士と云て相又右の事ハ己れ身の義
を以て仕へ給ひ後ハ云ハ云ハ云ハ将軍ハ
公庭様ハ国家政事ハ秩序厳と思ひ忠信之
大国取治ハ国ハ其之忠信之ハ細ハ初り功
ハ行ハ〳〵ハ及ハ之ハハ福者公人誠之矣
力の程と云ハ能ハ堪ハ程者ハ〳〵ハ
扶武士ハ力の程と初ハ付ハ政道ハ乱して家長人
扶役大国ハ初り武ハ治り二の役と一ハ義矣
ハ者ハ矣仮ハ上ハ事行ハ主ハ者ハ上ハ
乃上ハ初ハ計ハ治ハ脇ハ主ハ者ハ
位付振ハ御意〳〵 上ハ者ハ者ハ義ハ
深ハ治ハ者ハ世ハ者ハ道ハ行ハ
国ハ治ハ者ハ人ハ者ハ初ハ者ハ
毛ハ者ハ偽ハ〳〵ハ天下ハ家守護者ハ人ハ姓
ハ者ハ民ハ者ハ〳〵ハ者ハ常ハ公人ハ者ハ

式歌ヨ人あく人伊中あ之人をゐ比
人とおき人人も　　諸人ハ名こそ
家藏深り公恐て人と成ゑし　藤藤を能剣治
者をれ立人と成て治へとてゆ恐こと天下國家
乃至ハ吾政の形勢を善政の元ハ恐を善恐
を萬し根元どして偽をたち天下を治ゆ志
治へとゆゆ　みなの忠儀ハ必恐善恐を姫賞
罰ヨ初るこ孫ヨ位を面して天下ヶ福吉ハ軍の
法義ヨおつく孫ヨする忠義かを感湯宮殿

かゝ爲ゆこそうの元ヒ平家ハ爲の爲ゆ元ヒ謙倹ゆ
このヨ〳〵〳〵の元ヒ家ハ家ゆ元ヒをたゝ元ヒ吾政の
天下國家し爲と知とあ　上意ハ内脇を以下
きれハ自計ハ恐ハ身小体ゆ涙ゆも上ハ内脇を
治下治へ下ゆ　　獲現様上意ヒ知を相國様ヒ言
上仕ゆハ相國様上意ヒ極く強可様ヒ吾ゆ不淺
ヒ事ゆ被仰下候し骨髄ハ入難ヒ事と爲
内涙を以催ヒ計内前ヨ振門ヒ折紙を内徳

さを生ずる事古今に例少き武士の本分なれば吉田
流を流し御折紙をいただき北御前を退出す
相國様より言ふ小松の大臣殿は世の人良臣のよう
すなる事を慈家は諫の後れを悲しと云ふ諫也
沖の一云る後て巻物をとりつさ天下を治る道を
問るゝと被仰御悦喜しまして九文字
御刀を拝領きて
此書は巻長の末の比　家康公後府に立城の
時　将軍秀忠公より井上主計殿を以使
して仰せ付を主計殿を数百強府の殿
中小出兵部殿言く　御前に成られ天下の政道
御教訓被仰付を委細に覚江戸帰　秀忠公
被申上其後主計殿式人を伝番に被仰付
三人氣性強りしてゆきるゝを云ふ記置
し覚書之事　東照宮の御恵受功業度
たかして左に勝ふの流を天下に著わる

爰に孔子其古格言八世不倦の事称せ嗚呼此
篇乃和訓れハ孔子ハ孔子孫ハ天下ハ世
法模範なる唐ハ聖經賢傳ハ主理門なる
きれとハ文学小門なる法ハ其有遠
してさるしかるハ世ハ其治なしてのめや
しし今世ハ大賢君の後世を御慈恵治して
天下を守り治ハ公法を顧忍及指図傳授
丁寧深切の所若誠なれハ臣夫のがく伝も形

為世詩曰不愆不忘率由章祖宗の法を違
守まハ和やまちなしハ治道制を守り治ハ
為世と天下を保治し臣ハ必分小臣と
たをしハ先日出れ宝鑑大の為ハ孔子日福の
文理甚鄙俗よして蹂躪なる君子記読と
なかるをして水世を埋まれ事を恨ハ孔子孔
孟を忘れ儒論をかるをしてして志福を勿て
先を改ハ人使ハ高傲高ハ高ハ事

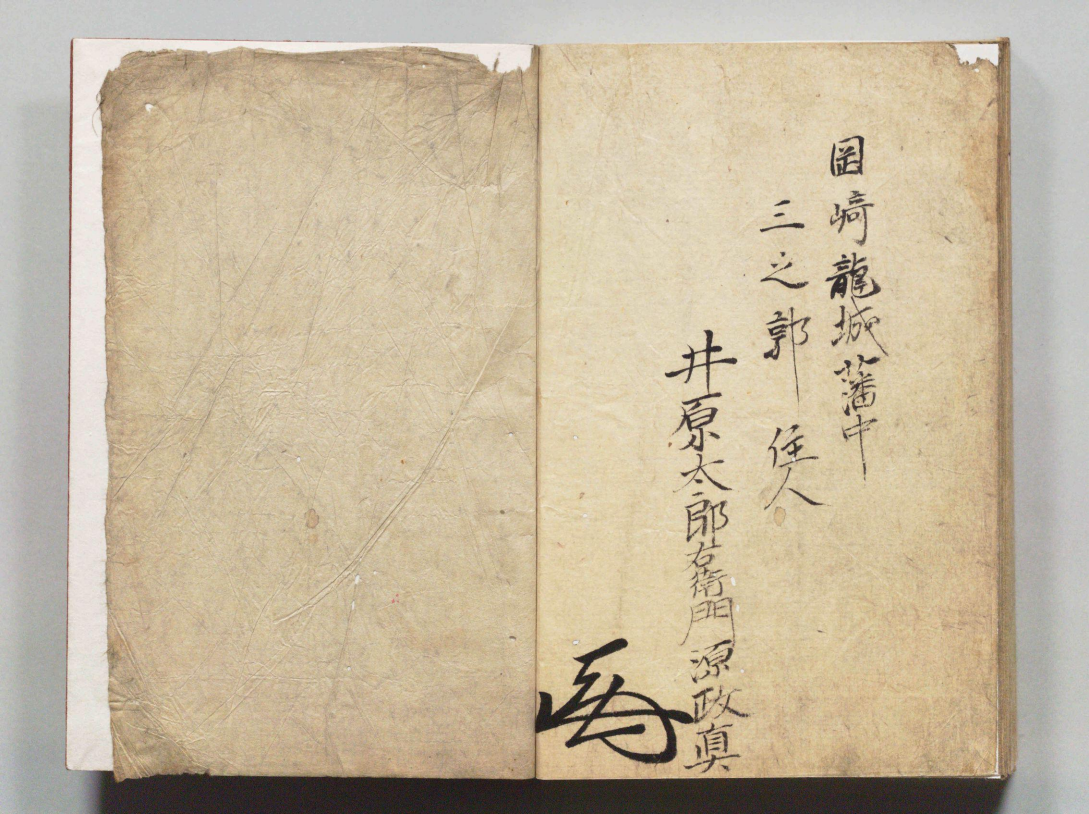

国崎龍城藩中

三之郭　住人
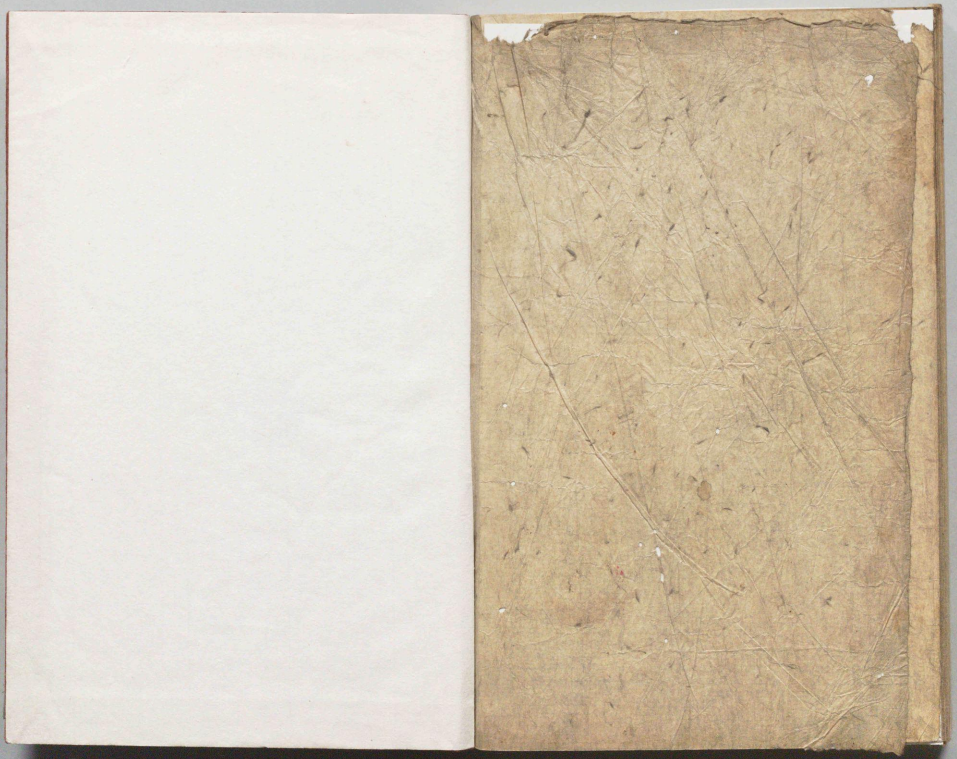
井原太郎右衛門源政真